

## 国民健康保険から社会保険等へ切り替えた皆さん手続きはお済みですか？

国民健康保険に加入されていた方が社会保険等へ加入した場合、国民健康保険脱退の手続きが必要となります。手続きをされないと社会保険料等と国民健康保険税を二重に支払うこととなります。

また、社会保険等の資格取得後に国民健康保険の保険証を使用して医療機関を受診した場合は、市が負担した金額を返納いただくこととなりますのでご注意ください。

### ○手続き方法

次のものを本庁医療保険課または各支所へお持ちください。

- ・社会保険等の保険証(コピーでも可能)
- ・国民健康保険の保険証(原本)
- ・窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカード等)
- ・世帯主と対象者のマイナンバーが確認できるもの

※郵送による手続きも可能ですので、希望される方は医療保険課国保Gにご連絡ください。

※社会保険等の扶養になれる方が、国民健康保険の被保険者となっている場合があります。勤務先に問い合わせのうえ、切り替えの際はお早めに手続きをしてください。

**問 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線165**

## 第十一回特別弔慰金の請求はお済みですか？

第十一回戦没者の遺族に対する特別弔慰金請求期限は令和5年3月31日です。

請求期限を過ぎますと時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。

### ○特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

### ○支給対象者

第十一回特別弔慰金は、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族おひとりに支給されます。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません。

4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債(無利子)

### ○請求に必要なもの

請求書類は社会福祉課にあります。第十回以前の特別弔慰金受給の有無により、提出書類が異なりますので、まずはお問い合わせください。

### ○届出先

社会福祉課または各支所

**問 本庁 社会福祉課社会福祉G ☎52-1111 内線134**